平成２２年（フ）第２６７５号
愛知県春日井市穴橋町1606番地23　ソレアード穴橋205号
破産者　野ケ峯　忠
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６７６号
愛知県春日井市穴橋町1606番地23　ソレアード穴橋205号
破産者　野ケ峯ノリ子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１３２号
名古屋市名東区藤森２丁目273番地
破産者　有限会社恵創ワークス
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６８４号
京都府長岡京市長岡２丁目14番地６
破産者　京都中古車販売株式会社
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
兵庫県美方郡新温泉町湯1227番地
破産者　株式会社みよしや旅館
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３０号
神戸市中央区神仙寺通３丁目１番33―102号
破産者　株式会社エフコム
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９号
徳島県小松島市坂野町字島の内55番地の１
破産者　有限会社長谷建設
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４００号
福岡県久留米市山川沓形町１番―52
破産者　有限会社樋口製作所
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５９号
北海道樺戸郡新十津川町字総進306番地１
破産者　武市運輸有限会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３０２９号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目69番地の３
破産者　有限会社大黒工業所
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１号
富山県高岡市駅南１丁目３番５、商業登記簿上の本店所在地富山県射水市流通センター青井谷１丁目５番２号
破産者　株式会社日本ベビー
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４４６号
石川県かほく市外日角ロ15番地５
破産者　株式会社タカイ建設
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４７１号
岐阜市日野南８丁目36番13号
破産者　大坪　丈人
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５９８号
岐阜市橋本町３丁目２番地　ライオンズマンション岐阜シティ第２　1204号室、開始決定時の住所岐阜市坂井町２丁目28番地１　シャトレ愛松岐阜1404号室
破産者　大坪由明こと　大坪　良雄
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
静岡県富士市依田橋240番地の１
破産者　株式会社エー・アール・シー
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２０１号
静岡県富士市国久保３丁目２番20号　望月マンション202号、前住所静岡県富士市宮島160番地の１
破産者　関　　勇二
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２４号
兵庫県小野市小田町1910番地の580
破産者　株式会社ワールドペイント
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第２６４号
大阪府大阪市淀川区十三本町３丁目７番46号
破産者　有限会社ＴＯＭ　ＴＩＴ　ＴＯＴ
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３９号
岡山市東区大多羅町112番地14、前住所岡山県倉敷市庄新町８番１―７号
破産者　大塔　弘実（旧姓時光）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８９号
岡山市北区白石西新町４番地106
破産者　株式会社ウェル・インターナショナル
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１号
岡山県総社市宍粟774番地
破産者　備中砂利株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
愛媛県松山市石風呂町493番地
破産者　有限会社プランニングパック
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部